

平成24年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成24年度11月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算説明資料	(総括表)	4
		東部総合事務所	5
	3 歳入歳出事項別明細書		6
4 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	8	

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第27号	当せん金付証券の発売について	財政課	11
第28号	平成23年度決算の認定について	財政課	12
第29号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	13
第30号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	21

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	東京本部ほか	24

平成24年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	780,207	12,803	793,010
9 国庫支出金	43,052,797	933,623	43,986,420
12 繰入金	19,234,261	△ 89,090	19,145,171
13 繰越金	3,224,439	1,692,441	4,916,880
14 諸収入	11,443,991	85,500	11,529,491
15 県債	52,807,000	856,000	53,663,000
歳入合計	336,454,039	3,491,277	339,945,316

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,475,469	61,969	25,537,438			57,758	4,211
3 民生費	42,673,842	△ 101,067	42,572,775			△ 101,067	
4 衛生費	14,007,222	118,065	14,125,287				118,065
6 農林水産業費	25,073,669	671,358	25,745,027	324,850	268,000	36,737	41,771
7 商工費	13,923,348	872,670	14,796,018				872,670
8 土木費	45,316,145	1,844,780	47,160,925	607,882	588,000	15,785	633,113
10 教育費	70,445,083	23,502	70,468,585	891			22,611
歳出合計	336,454,039	3,491,277	339,945,316	933,623	856,000	9,213	1,692,441

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	113,170	△ 7,362	105,808	1 農地費分担金	△ 7,362	土地改良費分担金 △ 13,194 農地防災事業費分担金 5,832
計	180,703	△ 7,362	173,341			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	291,875	20,165	312,040	1 農地費負担金	14,915	土地改良費負担金 △ 10,509 農地防災事業費負担金 25,424
				2 林業費負担金	5,250	林道費負担金
計	599,504	20,165	619,669			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
5 農林水産業費国庫補助金	5,331,603	324,850	5,656,453	3 農地費補助金	41,150	土地改良費補助金 △ 49,460 農地防災事業費補助金 90,610
				4 林業費補助金	214,770	造林費補助金 54,000 林道費補助金 35,000 治山費補助金 125,770
				5 水産業費補助金	68,930	漁港建設費補助金
7 土木費国庫補助金	13,720,421	607,882	14,328,303	2 道路橋りょう費補助金	482,307	道路橋りょう維持費補助金 372,347 道路橋りょう新設改良費補助金 109,960
				3 河川海岸費補助金	132,500	河川改良費補助金 97,500 砂防費補助金 35,000
				6 住宅費補助金	△ 6,925	住宅建設費補助金
9 教育費国庫補助金	478,021	891	478,912	1 教育総務費補助金	891	育英奨学事業費補助金
計	26,756,114	933,623	27,689,737			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 森林整備担い手育成基金繰入金	67,780	10,984	78,764	1 森林整備担い手育成基金繰入金	10,984	造林費充当
12 安心こども基金繰入金	365,322	△ 101,067	264,255	1 安心こども基金繰入金	△ 101,067	児童福祉総務費充当
20 授業料減免・奨学金等基金繰入金	17,575	758	18,333	1 授業料減免・奨学金等基金繰入金	758	私立学校振興費充当
25 とっとり支え愛基金繰入金	253,641	235	253,876	1 とっとり支え愛基金繰入金	235	住宅建設費充当
計	19,160,789	△ 89,090	19,071,699			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	3,224,439	1,692,441	4,916,880	1 前年度繰越金	1,692,441	
計	3,224,439	1,692,441	4,916,880			

14款諸収入

6項収益事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 宝くじ収入	1,691,371	57,000	1,748,371	1 宝くじ収入	57,000	
計	1,691,371	57,000	1,748,371			

8項雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
7 雑入	1,986,276	28,500	2,014,776	1 雑入	28,500	
計	2,413,404	28,500	2,441,904			

15款県債

1項県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業債	2,073,000	268,000	2,341,000	2 農地債	36,000	土地改良費充当 △ 21,000
						農地防災事業費充当 57,000
				3 林業債	160,000	造林費充当 18,000
						林道費充当 26,000
5 普通土木債	10,688,000	469,000	11,157,000	1 道路橋りょう債	340,000	道路橋りょう維持費充当 297,000
						道路橋りょう新設改良費 充当 43,000
				2 河川海岸債	135,000	河川改良費充当 100,000
9 直轄事業債	3,767,000	119,000	3,886,000			砂防費充当 35,000
				5 住宅債	△ 6,000	住宅建設費充当
				2 直轄河川海岸事業債	119,000	直轄河川事業費充当
計	52,807,000	856,000	53,663,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 〈地方機関計上予算〉 東部総合事務所	89,838	1,431	91,269				1,431	
合計	81,995,826	1,431	81,997,257				1,431	
<p><説明> 東部総合事務所 (新)東部総合事務所電話料金管理装置更新業務委託(1,431千円)</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3653）

15目 総合事務所費（地方機関計上予算）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 東部総合事務所電話料金管理装置更新業務委託	0	1,431	1,431				1,431	
トータルコスト	0	1,431	1,431	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約・支払業務				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業概要</p> <p>東部総合事務所の電話料金管理装置については、設置後10年が経過しており、機器の老朽化によりメンテナンスの対応が難しい状況にあることから、機器、ソフトウェアの更新を行なうもの。</p> <p>2 所要経費</p> <p>東部総合事務所電話料金管理装置更新委託料 1,431千円</p>								

平成24年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	補正前	補正額	補正後	うち総務部						
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費			
節	補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後	補正前
1 報 酬	498,104		498,104	202,891		202,891	169,467		169,467	
2 給 料	2,953,450		2,953,450	1,793,090		1,793,090	1,435,778		1,435,778	
3 職員手当等	4,863,145		4,863,145	4,264,671		4,264,671	4,084,163		4,084,163	
4 共 済 費	1,188,669		1,188,669	712,237		712,237	571,245		571,245	
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575	33,575		33,575	33,575		33,575	
7 賃 金	33,261		33,261	27,267		27,267	26,523		26,523	
8 報 償 費	195,747		195,747	149,220		149,220	21,561		21,561	
9 旅 費	235,704		235,704	108,773		108,773	103,410		103,410	
費用弁償	18,871		18,871	2,372		2,372	2,179		2,179	
普通旅費	162,793		162,793	95,376		95,376	90,342		90,342	
特別旅費	54,040		54,040	11,025		11,025	10,889		10,889	
10 交 際 費	4,650		4,650	4,550		4,550	4,550		4,550	
11 需 用 費	526,753		526,753	285,960		285,960	276,293		276,293	
12 役 務 費	522,269		522,269	153,793		153,793	123,513		123,513	
13 委 託 料	3,417,280	1,431	3,418,711	843,096	1,431	844,527	739,557	1,431	740,988	
14 使用料及び賃借料	582,651		582,651	149,617		149,617	142,266		142,266	
15 工事請負費	969,614		969,614	396,715		396,715	396,715		396,715	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	113,863	2,780	116,643	8,463		8,463	4,409		4,409	
19 負担金、補助及び交付金	7,628,887	57,758	7,686,645	1,003,518		1,003,518	116,505		116,505	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000	35,000		35,000	35,000		35,000	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	1,511,972		1,511,972	151,362		151,362	151,362		151,362	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	375		375							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	25,475,469	61,969	25,537,438	10,326,298	1,431	10,327,729	8,438,392	1,431	8,439,823	
財 源										
国庫支出金	1,903,311		1,903,311	183		183	183		183	
地方債	433,000		433,000	81,000		81,000	81,000		81,000	
その他	2,590,294	57,758	2,648,052	409,646		409,646	400,456		400,456	
一般財源	20,548,864	4,211	20,553,075	9,835,469	1,431	9,836,900	7,956,753	1,431	7,958,184	

平成24年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			総 務 部 合 計			
	うち総務部						
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後	
	15目 総合事務所費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	50,524		50,524	211,427		211,427	
2 給 料				1,834,032		1,834,032	
3 職員手当等				4,285,274		4,285,274	
4 共 済 費	7,788		7,788	729,120		729,120	
5 災害補償費				500		500	
6 恩給及び退職年金				33,575		33,575	
7 貸 金				27,267		27,267	
8 報 償 費	36		36	154,976		154,976	
9 旅 費	5,188		5,188	114,391		114,391	
費用弁償	45		45	2,788		2,788	
普通旅費	5,138		5,138	98,172		98,172	
特別旅費	5		5	13,431		13,431	
10 交 際 費				4,550		4,550	
11 需 用 費	49,904		49,904	290,299		290,299	
12 役 務 費	18,274		18,274	158,313		158,313	
13 委 託 料	125,552	1,431	126,983	884,623	1,431	886,054	
14 使用料及び賃借料	20,290		20,290	152,188		152,188	
15 工事請負費	26,904		26,904	396,715		396,715	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	142		142	8,463		8,463	
19 負担金、補助及び交付金	244		244	8,150,916		8,150,916	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料				6,200,388		6,200,388	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				151,362		151,362	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金				58,055,447		58,055,447	
予 備 費				150,000		150,000	
計	304,846	1,431	306,277	81,995,826	1,431	81,997,257	
財 源	国庫支出金			228,642		228,642	
	地方債			81,000		81,000	
	その他	23,272		23,272	5,940,736		5,940,736
	一般財源	281,574	1,431	283,005	75,745,448	1,431	75,746,879

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成24年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	24,943			平成25年度	24,943					24,943
平成24年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	19,165			平成25年度	19,165					19,165
平成24年度 県庁舎他設備保全業務委託	20,396			平成25年度	20,396					20,396
平成24年度 県庁舎エレベーター保守点検業務委託	9,179			平成25年度	9,179					9,179
平成24年度 県庁舎夜間警備業務委託	20,561			平成25年度	20,561					20,561
平成24年度 県庁舎中央監視盤保全業務委託	10,262			平成25年度	10,262					10,262
平成24年度 県庁舎受変電監視制御設備保守委託	657			平成25年度	657					657
平成24年度 県庁本庁舎三階個別空調設備保全業務委託	1,695			平成25年度から 平成27年度まで	1,695					1,695
平成24年度 県庁舎自家発電設備点検業務委託	4,287			平成25年度から 平成27年度まで	4,287					4,287
平成24年度 県庁舎受変電設備点検業務委託	4,540			平成25年度から 平成27年度まで	4,540					4,540
平成24年度 県庁舎消防設備保守点検業務委託	13,297			平成25年度から 平成27年度まで	13,297					13,297
平成24年度 県庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	11,044			平成25年度から 平成27年度まで	11,044					11,044
平成24年度 県庁西町分庁舎機械警備業務委託	315			平成25年度から 平成27年度まで	315					315
平成24年度 県庁施設消防設備保守点検業務委託	17,484			平成25年度から 平成27年度まで	17,484					17,484

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 公文書館清掃業務委託	2,479		2,479	平成25年度	2,479				2,479
平成24年度 東部総合事務所清掃業務委託	18,251		18,251	平成25年度	18,251				18,251
平成24年度 東部総合事務所施設総合保守管理業務委託	17,604		17,604	平成25年度	17,604				17,604
平成24年度 東部総合事務所警備業務委託	18,780		18,780	平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 東部総合事務所中央監視盤保守点検業務委託	19,980		19,980	平成25年度から 平成27年度まで	19,980				19,980
平成24年度 東部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	6,426		6,426	平成25年度から 平成27年度まで	6,426				6,426
平成24年度 八頭総合事務所警備業務委託	18,780		18,780	平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 八頭総合事務所熱源機器保守点検業務委託	1,434		1,434	平成25年度から 平成27年度まで	1,434				1,434
平成24年度 八頭総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	799		799	平成25年度から 平成27年度まで	799				799
平成24年度 中部総合事務所警備業務委託	18,780		18,780	平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 中部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,646		2,646	平成25年度から 平成27年度まで	2,646				2,646
平成24年度 中部総合事務所吸収式冷水発生機保守点検業務委託	3,687		3,687	平成25年度から 平成27年度まで	3,687				3,687
平成24年度 中部総合事務所消防設備保守点検業務委託	678		678	平成25年度から 平成27年度まで	678				678
平成24年度 西部総合事務所エレベーター保守点検業務委託	2,268		2,268	平成25年度から 平成27年度まで	2,268				2,268

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成24年度 西部総合事務所警備業務委託	18,780			平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 西部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,730			平成25年度から 平成27年度まで	2,730				2,730
平成24年度 西部総合事務所冷暖房監視・制御設備保守点検業務委託	5,670			平成25年度から 平成27年度まで	5,670				5,670
平成24年度 西部総合事務所消防設備保守点検業務委託	1,071			平成25年度から 平成27年度まで	1,071				1,071
平成24年度 日野総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	1,323			平成25年度から 平成27年度まで	1,323				1,323
平成24年度 日野総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	1,419			平成25年度から 平成27年度まで	1,419				1,419

条 例 名 等	当せん金付証票の発売について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証票を発売することについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、平成25年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 平成23年度：52億円、平成24年度：51億円）</p> <p>【 参 考 】 〈宝くじの現状〉 全国的に宝くじ販売額が減少する中、本県においても平成23年度は東日本大震災や円高に起因する景気の落ち込みなどの影響で大きく販売が落ち込んだが、平成24年度は持ち直し、上半期販売額は前年同期比52百万円増（+2%）と増加した。 平成25年度においては、新しくロト7の販売が始まることから、販売総額の増加が見込まれる。</p> <p>※ロト7：37個の数字の中から7個の数字を選択する宝くじ。当せん金上限額は、キャリーオーバーがある場合は8億円、キャリーオーバーが無い場合は4億円となる。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>2,160</td> <td>2,212</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>3,370</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	平成24年度	対前年比	上半期	2,160	2,212	52	下半期	1,210			通年	3,370		
	平成23年度	平成24年度	対前年比														
上半期	2,160	2,212	52														
下半期	1,210																
通年	3,370																

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与を改定する。</p> <p>2 概要 (1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 職員の給料月額を1.8パーセント引き下げる（医師及び歯科医師を除く）。 (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正 給料表の切替え等に伴う経過措置による給料の額についても、(1)と同様に引き下げる。</p> <p>3 施行期日 平成25年1月1日</p> <p>4 その他 人事委員会から勧告された給与改定については、勧告のとおり職員組合と妥結。</p> <p>【参考 国公ラスパイレス指数（国=100）】 94.0（平成23年4月1日現在。都道府県中43位。（44位以下は給与カットを実施））</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の932</u></p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の949</u></p>
<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から6級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が7級から9級までである者 <u>1,000分の932</u></p>	<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から6級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が7級から9級までである者 <u>1,000分の949</u></p>
<p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p>	<p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p>

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の960
 - (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の932

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の960
 - (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の932

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の978
 - (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から特2級までである者
1,000分の978
 - (2) 職務の級が3級又は4級である者
1,000分の949

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる

者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の960
- (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の932

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の960
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の932

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の978
- (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の949

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

<p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が6級又は7級である者 <u>1,000分の932</u></p> <p>別 略</p> <p>表第6 海事職給料表 (第3条関係)</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から4級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が5級である者 <u>1,000分の932</u></p>
--

<p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が6級又は7級である者 <u>1,000分の949</u></p> <p>別表第6 海事職給料表 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から4級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が5級である者 <u>1,000分の949</u></p>
--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例 (平成13年鳥取県条例第4号) の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員 (同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。) には、次の給料表 (同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額 (その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)) を給料月額とする。以下同じ。) を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員 (同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。) には、次の給料表 (同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額 (その額に500円未満の端数が生じたとき</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員 (同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。) には、次の給料表 (同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額 (その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)) を給料月額とする。以下同じ。) を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員 (同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。) には、次の給料表 (同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額 (その額に500円未満の端数が生じたとき</p>

<p>は、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>3～7 略</p>	<p>は、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>3～7 略</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2～6 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)</p> <p>2 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)</p> <p>2 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料</p>

月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に $1,000$ 分の 995 (職務の級が1級である職員にあっては、 $1,000$ 分の 960)を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあっては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあっては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 略

6 略

(人事委員会への委任)

7 略

月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額(職務の級が1級である職員にあっては、当該額に $1,000$ 分の 978 を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあっては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあっては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。))。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 略

6 略

(人事委員会への委任)

7 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給</p>

が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の960」とあるのは、「1,000分の968」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であつて、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に1,000分の982を乗じて得た額（新平成23年改正条例附則第5項第2号に該当する職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額とし、同号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であつて、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与並びに収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を1.8パーセント引き下げる。 (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 教育長の給料の額の上限額を72万2,000円(現行 73万5,000円)とする。 (3) 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正 参考人の手当の額を9,900円(現行 10,100円)とする。</p> <p>3 施行期日 平成25年1月1日</p>

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表第1(第2条、第4条関係)			別表第1(第2条、第4条関係)			
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額	
知事		月額 <u>1,178,000円</u>	知事		月額 <u>1,200,000円</u>	
副知事		月額 <u>879,000円</u>	副知事		月額 <u>895,000円</u>	
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	
	委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>152,000円</u>		委員(教育長 である者を除 く。)	月額 <u>155,000円</u>	
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,300円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	
	委員	日額 <u>21,500円</u>		委員	日額 <u>21,900円</u>	
監査委員	常勤の監査委 員	月額 <u>535,000円</u> を超え ない範囲内において 知事が定める額	監査委員	常勤の監査委 員	月額 <u>545,000円</u> を超え ない範囲内において 知事が定める額	
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員		非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員	月額 <u>86,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員		月額 <u>223,000円</u>		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	
	委員	月額 <u>152,000円</u>		委員	月額 <u>155,000円</u>	
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>187,000円</u>	労働委員会 の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>	
	公益委員	月額 <u>152,000円</u>		公益委員	月額 <u>155,000円</u>	
	使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>132,000円</u>		使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>	
収用委員会 の委員	会長	日額 <u>25,300円</u>	収用委員会 の委員	会長	日額 <u>25,800円</u>	
	委員	日額 <u>21,500円</u>		委員	日額 <u>21,900円</u>	
海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額 <u>16,600円</u>	海区漁業調 整委員会の 委員	会長	日額 <u>16,900円</u>	
	委員	日額 <u>14,600円</u>		委員	日額 <u>14,900円</u>	
内水面漁場 管理委員会	会長	日額 <u>16,600円</u>	内水面漁場 管理委員会	会長	日額 <u>16,900円</u>	
	委員	日額 <u>14,600円</u>		委員	日額 <u>14,900円</u>	

の委員			の委員		
公安委員会	委員長	月額 <u>187,000円</u>	公安委員会	委員長	月額 <u>190,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>152,000円</u>	の委員	委員	月額 <u>155,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,600円以内</u>	専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>9,900円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,600円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>72万2,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万5,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3・4 略</p>

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第3条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手当の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>9,900円</u>とする。</p>	<p>（手当の額）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,100円</u>とする。</p>

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	液晶ディスプレイ	1式	東京都港区西新橋二丁目15番12号 日立キャピタル株式会社	309,960	平成24年9月1日 ～平成26年8月31日	食のみやこ鳥取プラザ
2	総務部行政改革局職 員人材開発センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町21番地1 株式会社 愛進堂	282,240	平成24年10月10日 ～平成28年10月9日	鳥取県総務部行政改革局職 員人材開発センター